

水産金融施策について

令和6年9月30日

水産庁水産経営課

【令和7年度当初予算概算要求の概要】

○漁業者保証円滑化対策事業

概算要求額：227百万円（274百万円）

1. 求償権償却経費助成事業（旧 回収金減少支援事業）

事業内容：求償権償却経費の助成

保証枠：118億円（109億円）

改正内容：（1）事業期間の3年延長
（2）経営改善漁業者・災害向けの保証枠の増

2. 保証料助成事業（旧 漁業経営改善保証円滑化事業）

事業内容：保証料の助成

保証枠：31億円（26億円）

改正内容：（1）事業期間の3年延長
（2）経営改善漁業者・災害向けの保証枠の増

○漁業信用保険事業交付金

概算要求額：172百万円（172百万円）

事業内容：理論値保険料率と設定保険料率の差分について助成

○漁業者等緊急保証対策事業（復興）

概算要求額：218百万円（237百万円）

事業内容：求償権償却経費及び保証料の助成

保証枠：24億円（26億円）

水産金融総合対策事業

【令和7年度予算概算要求額 677（810）百万円】

<対策のポイント>

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図るため、経営改善を目指す経営改善漁業者等に対し、利子助成、無担保・無保証人化及び保証料助成措置等の金融支援を集中的に実施します。

<政策目標>

- 漁業経営体のうち経営改善漁業者の割合（1.5% [令和8年度まで]）
- 漁業者への資金融通の円滑化により設備投資を促進し、漁業者の経営発展を支援

<事業の内容>

1. 漁業経営基盤強化金融支援事業 265（343）百万円

- 経営改善漁業者等の負担する金利相当額を助成します。

2. 漁業関係資金利子助成事業 5（13）百万円

- 過年度に融資を受けた経営改善漁業者等の負担する金利相当額を助成します。

3. 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金 2（2）百万円

- 融資機関からの借入りに利子補給することにより中小漁業者の負担金利を低減します。

4. 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業 6（6）百万円

- 融資機関からの借入りに利子補給することにより経営改善漁業者の負担金利を低減します。

5. 漁業者保証円滑化対策事業 227（274）百万円

- 無担保・無保証人による融資・保証を推進するとともに、保証料を助成します。

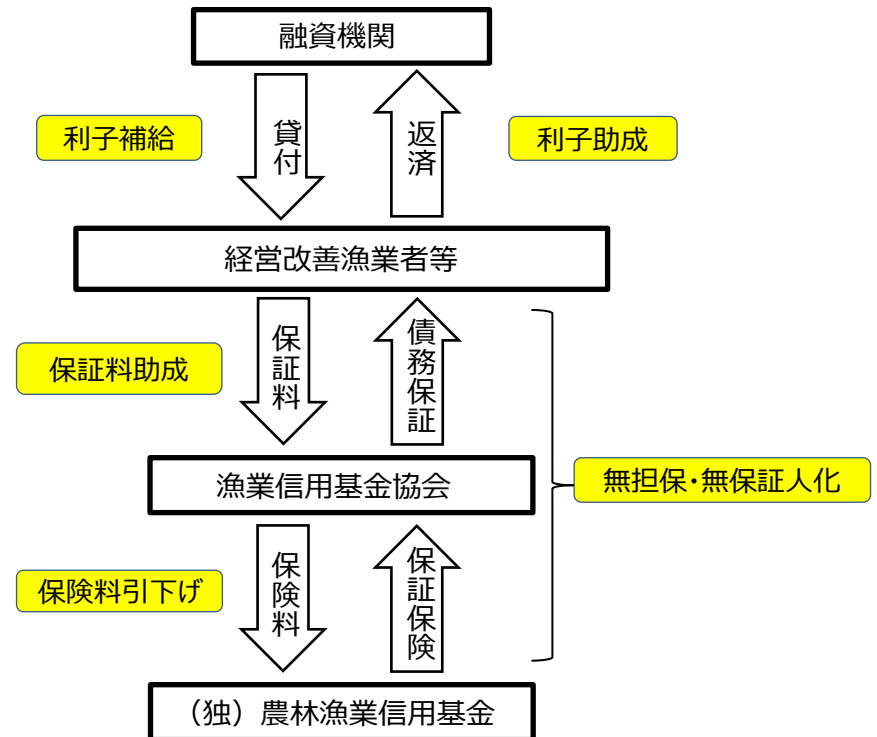
6. 中小漁業関連資金融通円滑化等事業 0.3（1）百万円

- 過年度に漁業信用基金協会が行った保証に係る代位弁済経費を助成します。

7. 漁業信用保険事業交付金 172（172）百万円

- （独）農林漁業信用基金に交付金を交付し、保険料を軽減します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁水産経営課（03-6744-2347）

1. 漁業経営基盤強化金融支援事業

【令和7年度予算概算要求額 265（343）百万円】

<事業の内容>

1. 経営改善漁業者向け利子助成

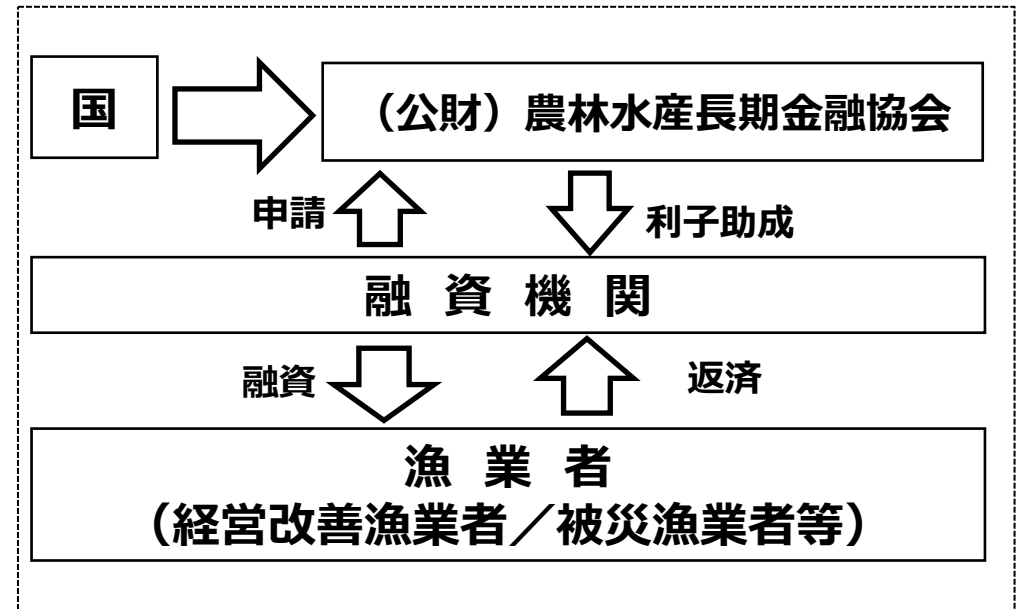
- 漁業経営改善計画の認定を受けた「経営改善漁業者」が、同計画を達成するため公庫資金又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、**経営改善漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図ります。**
 - ・対象借入金の上限：貸付条件により9千万円～4.5億円
 - ・助成期間 資金種類により5年または10年

2. 被災漁業者等向け利子助成

- 自然災害等により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、**負担の軽減（実質無利子化）を図ります。**
 - ・対象借入金の上限：貸付条件により1千万円～5千万円
 - ・助成期間 5年

融資枠：80億円

<事業イメージ>



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 水産庁水産経営課 (03-6744-2347)

2. 漁業関係資金利子助成事業

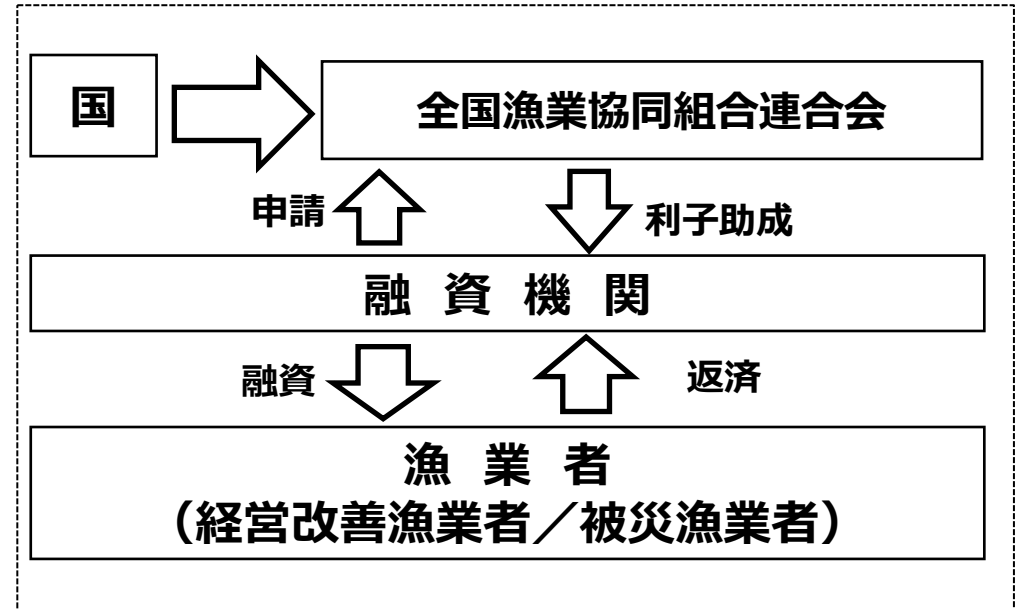
【令和7年度予算概算要求額 5（13）百万円】

< 事業の内容 >

1. 利子助成（後年度負担）

- 経営改善漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため、公庫資金（漁業経営改善支援資金、漁船資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をする場合、又は自然災害等により影響を受けた被災漁業者が融資により復旧を図る場合に、平成27年度までの貸付案件について、利子助成事業（漁船・養殖施設整備等利子助成事業）によって金利負担の軽減措置を講じてきたところ、新規貸付終了後も既借入金に係る利子助成を行う必要があることから、令和7年度においても引き続き措置する。
- ・対象者：漁業経営改善計画（5年間の付加生産額の伸び率15%以上）の認定を受けた漁業者（経営改善漁業者）及び被災漁業者
- ・対象資金：公庫資金、漁業近代化資金

< 事業イメージ >



< 事業の流れ >



【お問い合わせ先】 水産庁水産経営課（03-6744-2347）

3. 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金

【令和7年度予算概算要求額 2 (2) 百万円】

< 事業の内容 >

1. 漁業経営維持安定資金について行う利子補給補助

○我が国周辺水域における資源状況の悪化、燃油価格の高騰等により経営が困難となっている漁業者の経営を再建するため、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第5条第1項に基づき貸し付ける漁業経営維持安定資金の融通の円滑化を行うことにより、漁業者の経営の安定化を図ります。

・対象者 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）5条第1項に基づき漁業経営再建計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けたかつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上）及び遠洋底びき網漁業を主として営む中小漁業者

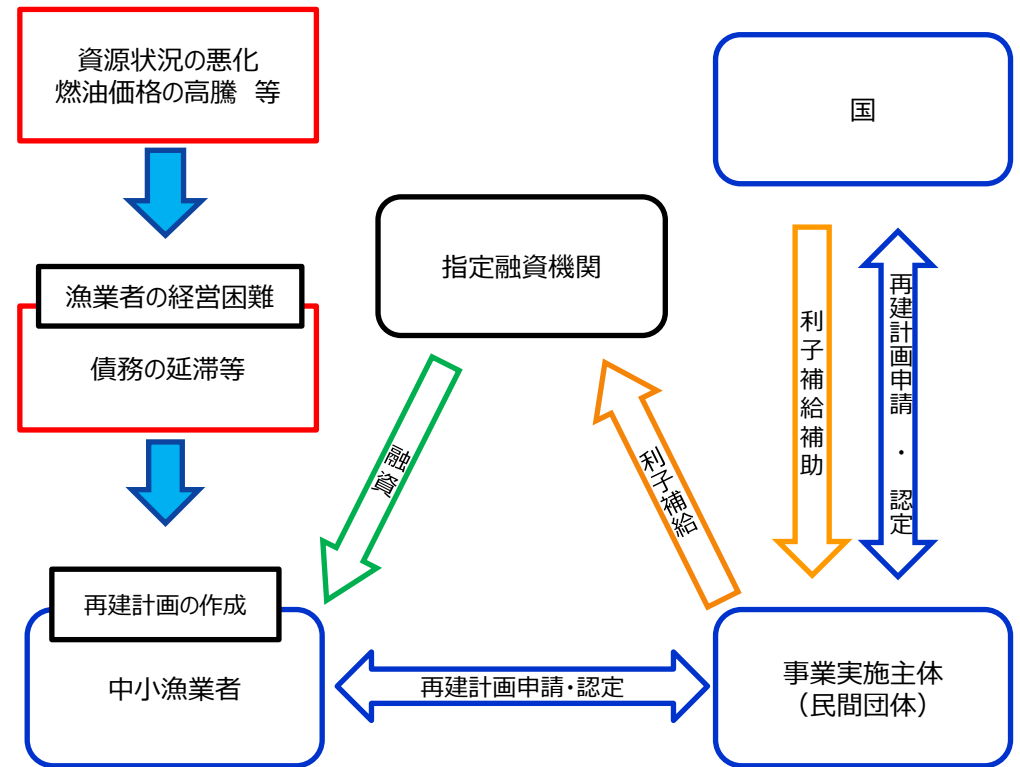
・償還期限
（原則10年（うち据置期間3年））
（特認15年（うち据置期間3年））

※東日本大震災の被災漁業者支援措置
償還期限の延長 原則13年（うち据置期間6年）
特認18年（うち据置期間6年）（注）

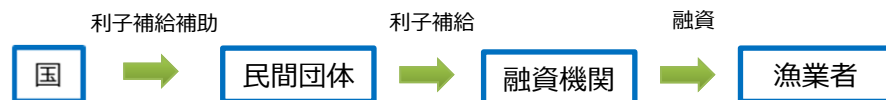
注：東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条

・融資枠 1.8億円

< 事業イメージ >



< 事業の流れ >



【お問い合わせ先】水産庁水産経営課（03-3502-8418）

4. 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業

【令和7年度予算概算要求額 6(6)百万円】

<事業の内容>

1. 経営改善漁業者向け利子補給

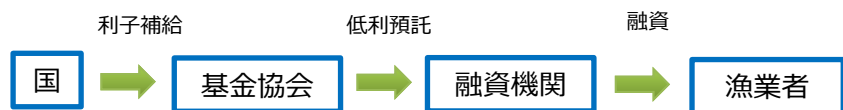
- 漁業経営の改善を目的とし、低利の短期運転資金である漁業経営改善促進資金を経営改善漁業者に融資するため、漁業信用基金協会が融資機関に融資資金の原資を供給するために必要となる金融機関からの原資供給資金の借入れについて利子補給を実施します。

・融資枠 32.43億円

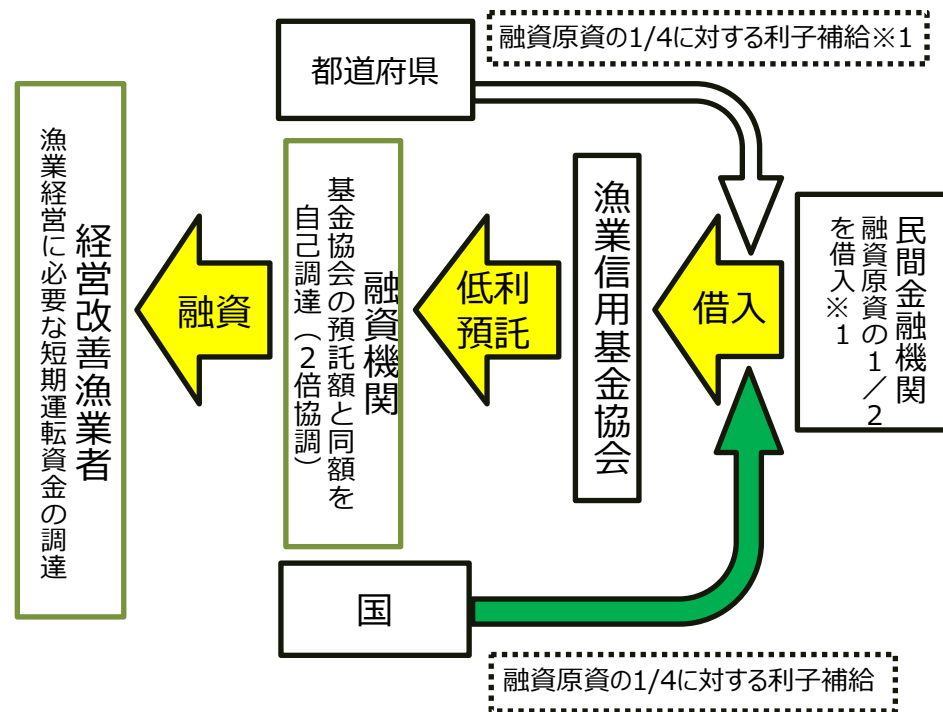
・対象者

経営改善漁業者：漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1に基づく改善計画の認定を受けた中小漁業者等（令和4年度末現在363人）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



※1：1/4を都道府県からの無利子貸付等により調達する場合、基金協会が民間金融機関から借り入れるのは原資の1/4

【お問い合わせ先】 水産庁水産経営課（03-3502-8418）

5. 漁業者保証円滑化対策事業

【令和7年度予算概算要求額 227 (274) 百万円】

< 事業の内容 >

1. 求償権償却経費助成事業

- 積極的な設備投資の促進や浜プランの実行を図るため、経営改善漁業者等について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資・保証を推進することとし、当該保証に係る求償権償却経費について保証機関、保険機関にそれぞれ交付します。 **保証枠：118億円**

2. 保証料助成事業

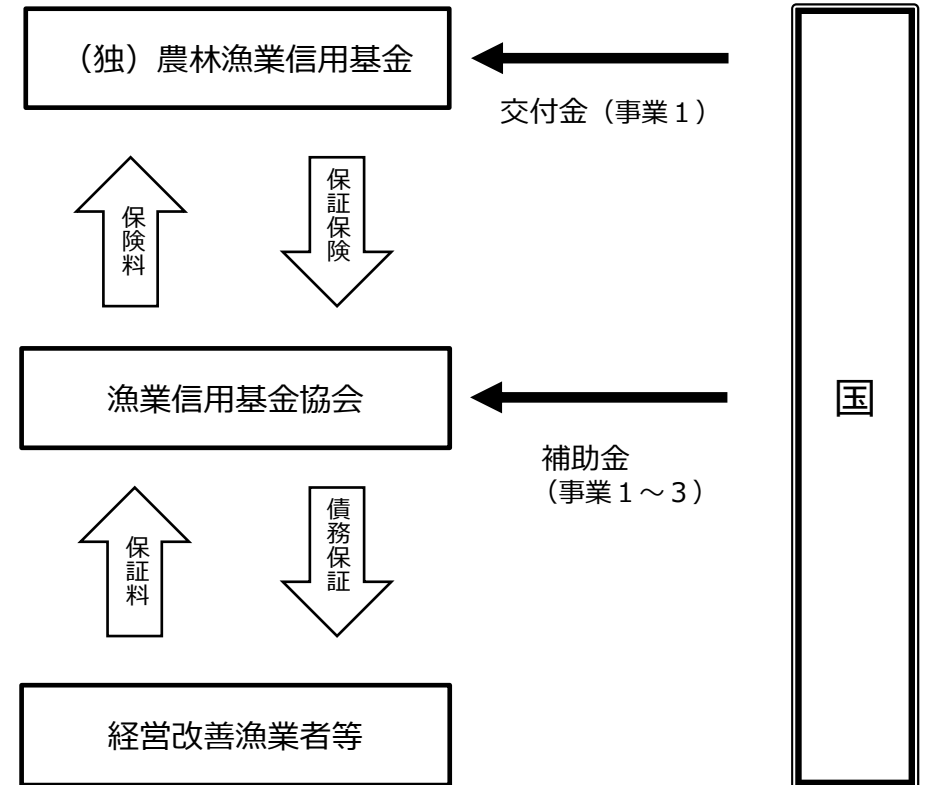
- **経営改善漁業者等**※が借り入れる漁業近代化資金等について、保証機関の保証に要する保証料負担を一定の期間（5年間）軽減することで、経営改善漁業者等の一層の漁業経営の改善の取組を支援します。 **保証枠：31億円**

※ 事業承継を行う場合を含む。

3. 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業

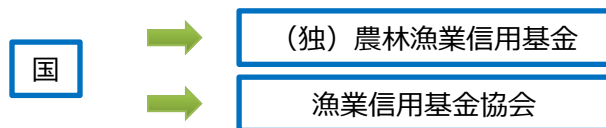
- 漁業信用基金協会が平成22年度まで実施していた漁業緊急保証対策事業の保証引受に係る代位弁済額の助成及び保証料助成の不足額を助成します。

< 事業イメージ >



< 事業の流れ >

(事業1、2、3) 定額



【お問い合わせ先】 水産庁水産経営課 (03-6744-2346)

6. 中小漁業関連資金融通円滑化等事業

【令和7年度予算概算要求額 0.3（1）百万円】

< 事業の内容 >

1. 漁業運転資金融通円滑化対策事業

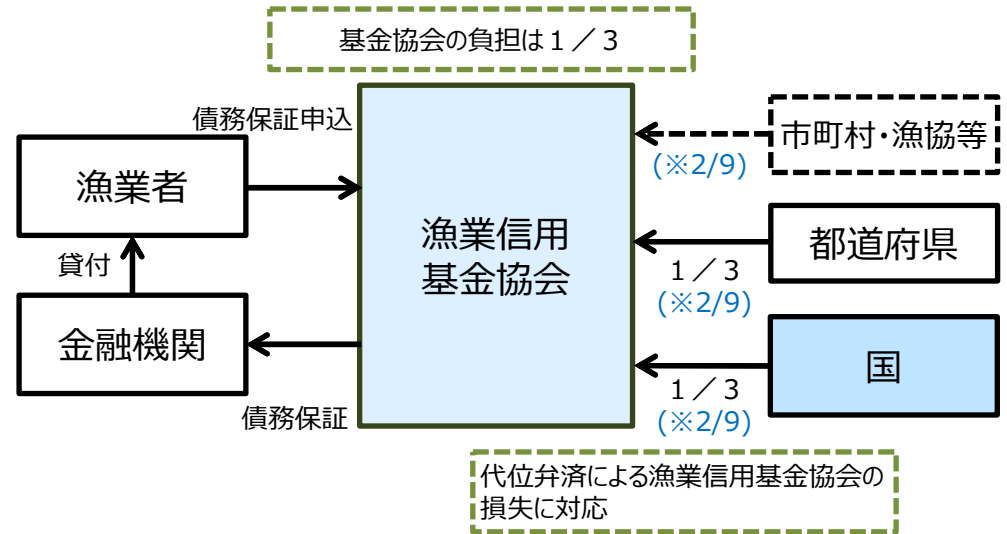
- 漁業信用基金協会が平成21年度まで保証引受を実施していた本事業に係る保証引受残高について、代位弁済発生の際に要する費用に充てるための資金の一部を、漁業信用基金協会に対して助成します。

2. 漁業・地域維持対策事業

- 漁業信用基金協会が平成21年度まで実施していた担保や第三者連帯保証人を持たない漁業者等であって担い手として地域が支えようとする者への保証について、保証引受残高に係る代位弁済発生の際に要する費用に充てるための資金の一部を漁業信用基金協会に対して助成します。

< 事業イメージ >

- 漁業信用基金協会が漁業者等への保証引受を行った場合の代位弁済発生時に必要な経費を助成するため、基金を創設したが、平成21年度末をもって新規の保証引受を終了し、基金も廃止。
- 当年度においては、後年度負担分として、平成21年度までに保証引受を実施した案件について、代位弁済発生時に助成。



※「漁業・地域維持対策事業」においては、国、都道府県、市町村・漁協等の負担割合は各々2/9、基金協会の負担割合は1/3

< 事業の流れ >



【お問い合わせ先】 水産庁水産経営課 (03-6744-2346)

7. 漁業信用保険事業交付金

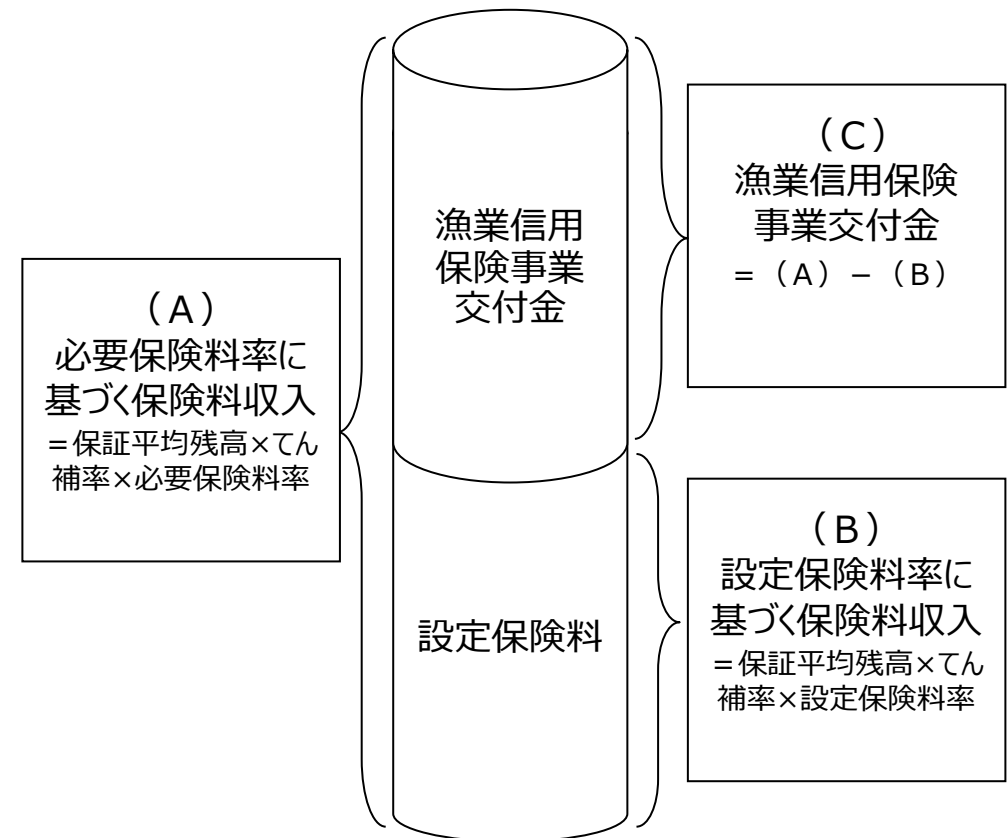
【令和7年度予算概算要求額 172（172）百万円】

< 事業の内容 >

漁業信用保険事業交付金

- 資金種類ごとの事故発生リスク等に基づき将来的に支払う保険金支出と将来にわたって受け取る保険料・回収金の合計が、中長期的に均衡することとなるような保険料率（必要保険料率）に基づき算出された保険料収入に対し、漁業者負担軽減の観点から設定された保険料率（設定保険料率）に基づく保険料収入が下回る額について、交付金を交付する。

< 事業イメージ >



< 事業の流れ >



【お問い合わせ先】 水産庁水産経営課 (03-6744-2346)

漁協経営基盤強化対策支援事業

【令和7年度予算概算要求額 364（255）百万円】

<対策のポイント>

漁協が経営基盤の強化を図るために行う広域合併や事業連携等の取組における事業計画等の策定支援やその取組に必要な資金及び不漁等による経営悪化に対応するための計画実施に必要な資金の調達、令和6年能登半島地震で被災した漁協等が経営再建するために必要な資金の調達を支援します。

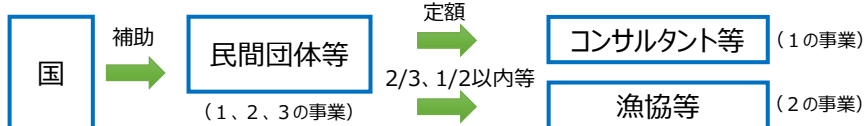
<事業目標>

沿海地区漁業協同組合数（出資及び非出資）（798漁協〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 経営基盤強化等支援事業 151（151）百万円
 - ① 経営基盤強化支援事業 51（51）百万円
広域合併や漁協間の事業連携、施設の統廃合、子会社の設立等を予定している漁協等にコンサルタント等を派遣し、事業計画策定及びその実行における助言・指導等を支援します。
 - ② 公認会計士監査導入円滑化事業 100（100）百万円
水産政策の改革に伴い、漁協系統に導入された公認会計士監査に円滑に対応するため、公認会計士等を漁協等に派遣し、内部統制の整備等の取組を支援します。
2. 金融助成事業 210（101）百万円 [融資枠52億円]
 - ① 上記1の①により漁協等が取り組む経営基盤の強化等に必要な資金の借入に係る経費を助成します。
 - ② 不漁等による経営悪化に対応するための事業改善の見込みのある計画を実行するのに必要な資金（借換含む）が金融機関から円滑に調達できるよう、資金の借入に係る経費を助成します。
(償還期間10年(うち据置3年)、[特認]償還期間15年(うち据置5年))
 - ③ 令和6年能登半島地震で被災した漁協・漁連の経営再建のための資金（運転・負債整理・設備）に対して、借入に係る経費を助成します。
3. 管理運営事業費 3（3）百万円
上記1及び2の事業を行うにあたっての管理運営経費を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】水産庁水産経営課（03-3502-8416）

水産関係資金無利子化事業

【令和7年度予算概算要求額 409（414）百万円】

<対策のポイント>

漁業者等の復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化のため、**災害の復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金（水産加工資金を含む。）**、**漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金の貸付金利を実質無利子化**します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 水産関係資金の利子助成

- **日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金について**、原子力災害による影響を依然として受けている漁業者、水産加工業者及びこれらの者又は地方公共団体が構成員又は出資の過半を占める団体等を対象として、**実質無利子化**（最大2%、貸付当初18年間）することにより、金利負担を軽減し、事業再開を促進します。

① 日本政策金融公庫資金分

対象資金：漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金、漁業基盤整備資金、水産加工資金

融資枠：漁業関係89億円、水産加工関係22億円

② 漁業近代化資金分

融資枠：9億円

③ 漁業経営維持安定資金分

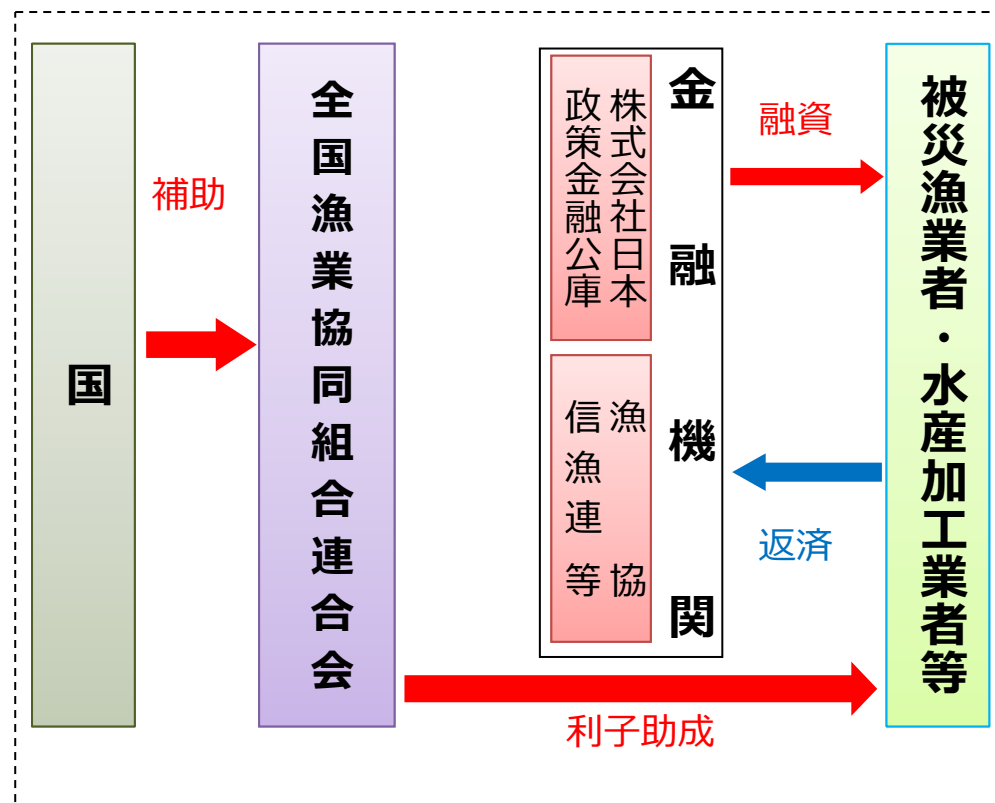
融資枠：2億円

また、令和6年度までの貸付けであって、本事業の助成対象となったものに係る令和7年度の義務的経費分についても助成を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 水産庁水産経営課 (03-6744-2347)
水産庁加工流通課 (03-6744-2349)

漁協経営再建緊急支援事業

【令和7年度予算概算要求額 37(58)百万円】

<対策のポイント>

被災した漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が経営再建のために借り入れる資金について、借入に係る負担軽減のための利子助成（実質無利子化）を措置します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興 [令和7年度まで]

<事業の内容>

1. 漁協経営再建緊急支援事業

- 被災した漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が経営再建のために借り入れる資金（運転資金、設備資金）に対して、借入に係る負担軽減のための利子助成（実質無利子化）を措置します。

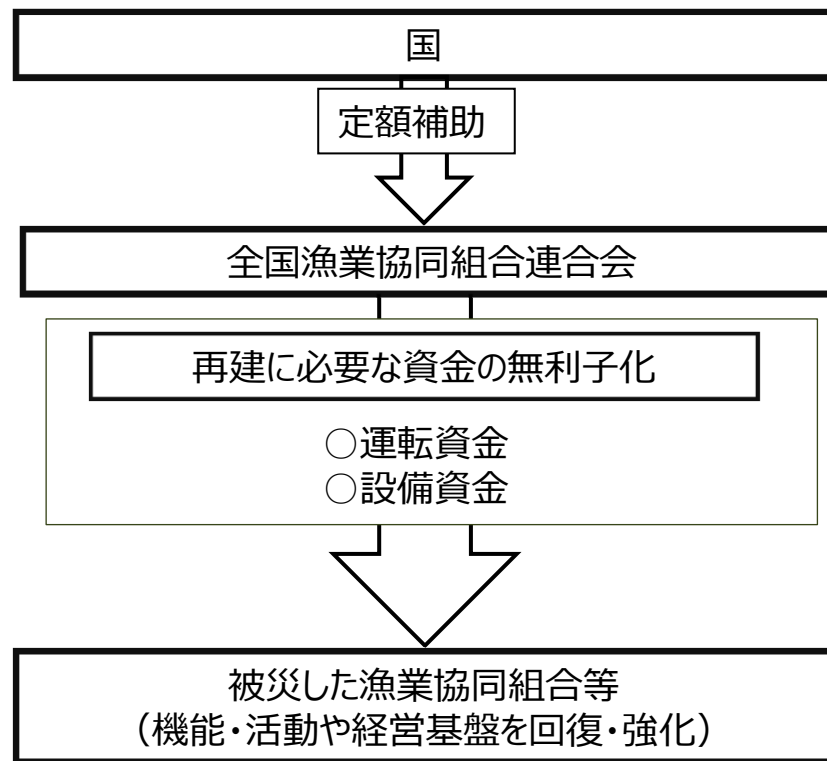
補助要件：運転資金は最長10年、設備資金は最長15年の償還計画を作成すること。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

漁協経営再建緊急支援事業



【お問い合わせ先】 水産庁水産経営課 (03-3502-8416)

漁業者等緊急保証対策事業

【令和7年度予算概算要求額 218（237）百万円】

<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた漁業者等の復旧・復興に必要な資金が円滑に融通されるよう、保証保険機関が引き受けた債務保証等にかかる代位弁済等に必要経費を助成します。

<政策目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 求償権償却経費助成事業

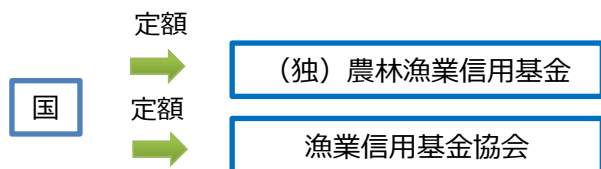
本事業による保証が代位弁済事故となった場合、**求償権行使後の求償権償却額**について、農林漁業信用基金負担部分（90%、80%又は70%）の**100%**、漁業信用基金協会負担部分（10%、20%又は30%）の**70%**、**85%又は90%**を助成します。

※新規の保証引受については、原子力災害による影響を依然として受けている漁業者等

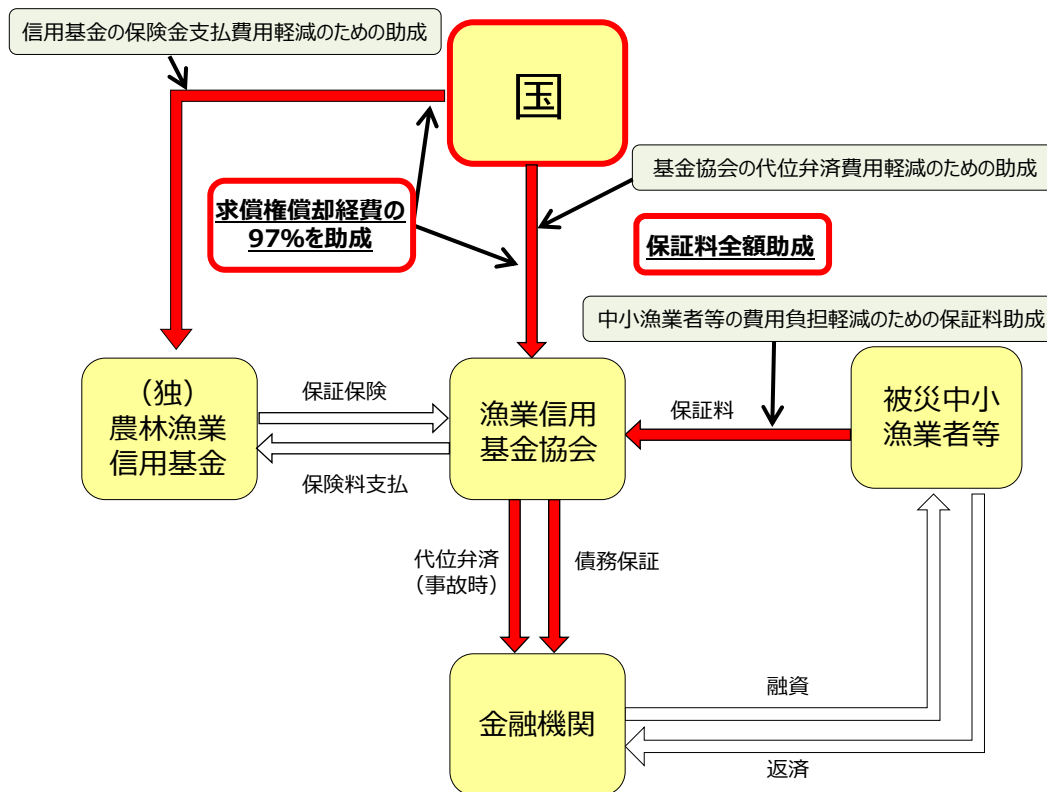
2. 保証料助成事業

本事業による**漁業者・漁協等の負担する保証料を全額助成**します。
（保証枠）24億円

<事業の流れ>



<事業イメージ>



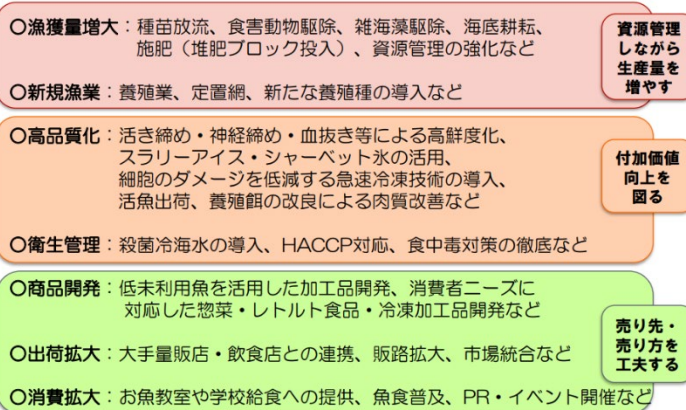
【お問い合わせ先】水産庁水産経営課（03-6744-2346）

【資金ニーズが見込まれる保証推進対象】

1. 「浜プラン」関連

浜プラン自体が水産庁の各種事業の採択要件となっていることや、過去に整備した設備の更新が見込まれることから、一定の資金ニーズが見込まれる。
→共同利用施設等の設備資金（漁船、漁協倉庫、荷捌き場、冷蔵・冷凍・製氷機、水産加工施設・機器 等）

浜プラン：収入向上の具体的な取り組み

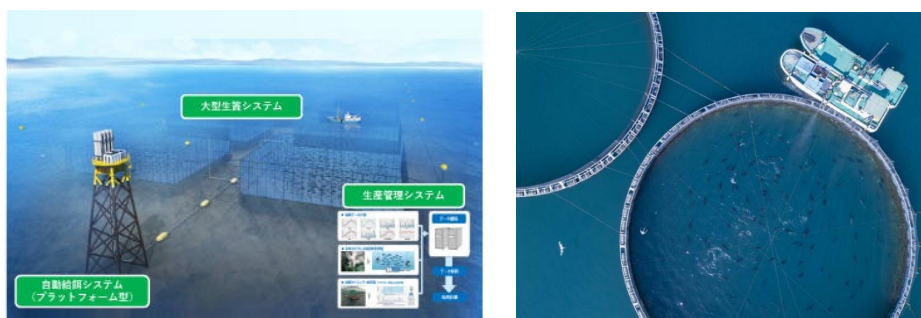


【参考：浜の活力再生プランについて】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/attach/pdf/hamaplan-2.pdf>

2. 「養殖業の成長産業化」関連

海外における水産物の需要の高まりに加え、沖合養殖や陸上養殖の技術開発が進められていることから、一定の資金ニーズが見込まれる。
→養殖業者（陸上養殖業者を含む）の設備・運転資金、養殖業への転換に要する設備・運転資金（作業船、生簀、種苗、餌、自動給餌器、AI魚体解析機 等）



【参考：養殖業成長産業化総合戦略について】

https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/attach/pdf/seityou_senryaku-6.pdf

3. 「スマート水産業」 関連

近年技術革新が著しい ICT・IoT・AI 等の情報技術やドローン・ロボット等の技術を漁業・養殖業へ導入・普及が進められていることから、一定の資金ニーズが見込まれる。

→漁業、養殖現場での施設資金（かつお・いか自動釣機、ICT ブイ、定置網の遠隔式魚探、網掃除ロボット、自動給餌器、自動選別機 等）



【参考：スマート水産業の展開について】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/attach/pdf/index-14.pdf>

4. 「海業」 関連

水産庁は、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する「海業」の振興を水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画に位置付け、関係法令の改正や各種施策との連携を行っており、今後、民間企業の海業の参画が期待されることから、一定の資金ニーズが見込まれる。

→漁港での交流施設などの施設資金（販売施設、レストラン、体験・レジャー関連施設、宿泊施設 等）



【参考：海業の推進について】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-1.pdf>

5. 「漁業経営改善制度」 関連

令和5年4月に認定要件の見直し（減価償却前利益等15%→5%）が行われたことや、無利子、無担保・無保証人、保証料助成といった助成措置により、今後認定数の増加が期待される。

→施設資金に加え、運転資金も対象となりうることに注意。

【参考：漁業経営改善制度について】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kaizen/>

6. 「水産加工業」 関連

水産業にとって水産加工業は漁業と両輪関係にあり、今後の水産物の輸出拡大や国内消費の拡大を図っていく上で、水産加工の振興は重要。基金協会での保証残高に占める水産加工の割合が低いことから、積極的な保証推進が必要。

→水産加工業者の施設資金と経営を維持・発展するための運転資金（フィレマシーンなどの加工機器、HACCP施設、倉庫、冷蔵・冷凍・製氷施設、原魚購入代等）

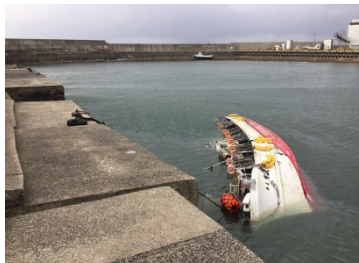


【参考：水産加工業者向けワンストップ窓口】

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/guidebook_menu.html

7. 「災害」 関連

近年、台風や低気圧災害の規模が大きくなっており、被害を受けた設備を復旧するための設備資金や経営を維持するための運転資金のニーズが見込まれる。
→被害を受けた漁船や共同利用施設等の設備資金、運転資金 等



漁業経営改善制度

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする「**漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法**」に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者に対し、漁業経営の改善（漁船その他の施設の整備・生産方法の合理化・経営管理の合理化等）に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度です。

農 林 水 産 大 臣

策定・公表

漁業経営の改善に関する指針（農林水産省告示）

- ① 漁業経営の改善に関する事項
- ② 漁業経営の改善の内容に関する事項
- ③ 漁業経営の改善の実施方法に関する事項
- ④ その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

認定行政庁（申請先）

農 林 水 産 大 臣
遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業に係るもの、2以上の都道府県の区域を地区とする漁協等に係るもの等

都 道 府 県 知 事
上記以外のもの

経営改善計画の認定申請

←

→

経営改善計画の認定

本制度の対象漁業者（申請者）

- ① 資源管理協定に基づく資源管理に取り組む者
- ② 漁場改善計画の確実な実施に取り組む者
- ③ 漁獲量の大部分が「漁獲割当て」により管理されている者
- ④ 区画漁業権に基づかずに養殖業を営む者

経営改善計画に係る指標（定量的な目標）

一般型	計画期間（5年）で「減価償却前利益（営業利益＋減価償却費）」、「付加生産額（営業利益＋減価償却費＋人件費）」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」の伸び率が基準値（15%（ 特定の取組 を行う場合は5%）以上
地域連携型	計画期間（3年以上5年以内）で「減価償却前利益」の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上
新規就業者型	計画期間（5年）終了時における「減価償却前利益」が地域における同一の漁業種類の平均値以上

基準値が5%となる取組

- ・新規事業の実施
- ・環境に配慮した事業活動の実施
- ・新たな技術・手法の導入
- ・新たな販売手法の導入・販路の開拓
- ・新たな資源管理の実施
- ・組織再編又は他の事業者との連携強化

具体的な内容は、「漁業経営改善制度の運用について（長官通知）」で規定



経営改善計画の認定を受けた漁業者等が受けられる支援措置

- ・（株）日本政策金融公庫からの設備資金及び長期運転資金の融通（漁業経営改善支援資金）
- ・漁業信用保証保険の優遇措置（(独)農林漁業信用基金による保証保険のてん補率の引き上げ）
- ・漁業協同組合等の民間金融機関からの短期運転資金の融通（漁業経営改善促進資金）
- ・補助事業による支援（利子助成による制度資金の実質無利子化、保証料助成）
- ・漁業権の移転制限に関する特例（定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合は、移転制限を受けずに譲渡が可能）

HPのご案内



○制度についてより詳しく知りたい方は、上記の**QRコード**から**公式HP**をご覧ください。

- ・ 制度の概要
- ・ 申請書様式
- ・ マニュアル
- ・ 優良事例

などを掲載中です。